

別紙様式 1

(番 号)
年 月 日

森林管理局長、
森林管理署長又は支署長 殿

申 請 者
住所・名称
氏 名 印

国有財産売払申請書

下記のとおり国有財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区 分	種 目	構 造	数 量	売払希望価格	使用目的	摘 要

記載要領

- 1 添付書類
 - (1) 利用計画
 - (2) 事業の必要性、緊急性、実現性等を説明できる資料
 - (3) 予算書の写し（予算措置済の場合のみ）又は資金調達計画
 - (4) 関係図面（配置図等）
 - (5) 財務書類
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書（申請者が地方公共団体及び独立行政法人の場合は要しない。）
（別添 1）
 - (7) 同意書（別添 2）
- 2 課税物件（立木、建物等）と非課税物件（国有林野）を一括して売払する場合は、売払申請書における売払希望価格に含まれる消費税相当額は、国が算定した額とします。
- 3 「売払希望価格」欄は、売払申請書の審査を行った結果、売払いが可能と思料する場合に、国と取得要望者との間で書面による見積り合せを実施し、国の予定価格以上の価格をもって売払価格を決定した後に記載するものとする。

別添 1

暴力団排除に関する誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局（署又は支署）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

別添 2

年 月 日

森林管理局長、
森林管理署長又は支署長 殿

申 請 者
住所・名称
氏 名 印

同 意 書

下記 1 の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記 2 の事項を異議なく同意します。

記

1 物件の表示

所 在 地	区 分	数 量

2 契約に係る事項

- (1) 売払価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の 6 の規定に基づき、取得要望者の売払希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第99条の 5 の規定に基づき定める予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定すること。
- (2) 見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること。
- (3) 見積り合せの打ち切りにより取得要望者に損害が生じても国はその責めを負わないこと。
- (4) 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵^{かし}の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、取得要望者に損害が生じても国はその責めを負わないこと。
- (5) 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを送付すること。
- (6) 契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）、契約年月日、契約金額、契約相手方名、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第15項の規定による法人番号をいう。）、用途、減額売払の有無、借地権の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵^{かし}又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率、備考（その他参考となる事項）

(注) 上記 2 (6) は、予決令第99条第 9 号、第21号又は予算決算及び会計令臨時特例第 5 条第 1 項第11号を適用して売払いした財産に適用する。

年 月 日

見 積 書

森林管理局長、
森林管理署長又は支署長 殿

見積者 住所・名称
氏 名 印

1 財産の表示

所 在 地	区 分	数 量

2 売払希望価格

売払希望価格									
		億		百万			千		円

下記事項を承知のうえ、上記のとおり売払希望価格を提出します。

（記載上の注意）

- 1 契約希望価格はアラビア数字ではっきりと記載し、数字の前には必ず「¥」を記載してください。
- 2 課税物件（立木、建物等）と非課税物件（国有林野）を一括して売払いする場合、売払希望価格に含まれる消費税相当額は、国が算定した額とします。
- 3 売払希望価格を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 4 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 5 国の予定価格以上で価格提示があった場合には、当該売払希望価格をもって、売払価格として決定します。
- 6 見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。
- 7 見積り合せの打ち切りにより取得要望者に損害が生じても国はその責めを負いません。